

## 育児・介護休業法等改正(令和7年4月から段階的に実施)

令和7年4月からの育児・介護休業法改正対応については早めの準備を！

### 育児分野

#### ①子の看護等休暇(就業規則の見直し)

- (1)小学校3年生までの子が対象へ (2)取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖等」「入園(入学)式、卒園式」が追加  
(3)勤続期間にかかわらず取得可能へ

#### ②所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大(就業規則の見直し) ⇒小学校就学前の子を養育する者まで拡大

#### ③育児短時間勤務(3歳未満)利用困難な場合の代替措置に「テレワーク」追加

#### ④育児のためのテレワーク導入(努力義務)(就業規則の見直し)

### 介護分野

#### ①介護休暇取得要件の緩和(※就業規則の見直し) ⇒勤続期間にかかわらず取得可能へ

#### ②介護離職防止のための雇用環境整備の義務化 ⇒(1)～(4)のいずれかの措置を講じる義務

- (1)研修の実施 (2)相談窓口の設置 (3)事例の収集・提供 (4)利用促進に関する方針の周知

#### ③介護離職防止のための個別周知・意向確認等の義務化

- (1)介護休業申出者に対する個別周知・意向確認義務(制度、申出先、給付金等)
- (2)40歳等での情報提供義務(制度、申出先、給付金等)

#### ④介護のためのテレワーク導入(努力義務)(就業規則の見直し)

### 育児等給付金分野

#### ①出生後休業支援給付金

男性:出生後8週間 女性:産後休業後8週間に ⇒夫婦とも14日以上の育休取得 ⇒休業前賃金の13%相当が最大28日間  
(↑例外あり)

#### ②育児時短就業給付金

2歳未満の子を養育する目的での時短就業 ⇒低下した賃金の10%(最大) ※給付金と賃金の合計額により調整あり

#### ③育児休業延長の際の厳格化

現行必要な書類に加え、(1)延長事由認定申告書 (2)市区町村への保育所等の利用申込書の写し

◆令和7年10月からは、(1)柔軟な働き方を実現するための措置等 (2)仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮 などの対策が新たに必要となります。

### <事務所より>

12月より、新規の健康保険証の発行がされなくなりましたが、現在の健康保険証は来年12月1日まで使用可能です。氏名変更や破損、紛失等があっても健康保険証は再発行されず、マイナ保険証の保有や利用登録の状況により、「資格確認書」の交付申請となる場合があります。

今月の年金相談日は5,12,19,26日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265

<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)